

「研究成果公開発表」

補 助 条 件（令和 2（2020）年度）

独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）から科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）「研究成果公開発表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHIを除く。）」及び「研究成果公開発表（C）【準備経費】又は【準備及び開催経費】」（以下「補助金」という。）の交付を受けて補助事業を行う補助事業者（取組事業の主体となる学術団体等の代表者（以下「代表者」という。）が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号。以下「取扱要領」という。）の規定により従うべき補助条件は、次のとおりとする。

1 総則

【法令等の遵守】

1-1 代表者は、補助事業の遂行に当たり、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）、取扱要領及びこの補助条件の規定を含む、関係する法令等の規定を遵守しなければならない。

【補助事業者の責務】

1-2 代表者は、補助金が国民から徴収された税金等でまかなわれるものであることに留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

【補助金の管理】

1-3 代表者は、補助金を、補助事業ごとに、専用の銀行口座で管理しなければならない。
なお、補助金の収支管理は、「収支簿」を備え、「2-2」、「2-3」又は「2-4」に規定する費目ごとに行わなければならない。

【補助事業の公正性の確保等】

1-4 補助事業において、不正使用（故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用）、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）若しくは不正行為（発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用）が行われること、又は関与することがあってはならない。

2 補助金の使用

【補助金の公正かつ効率的な使用】

2-1 代表者は、補助金（補助事業の遂行に必要な経費）の公正かつ効率的な使用に努めなければならないが、他の用途への使用及びこの補助条件に違反する使用をしてはならない。

【補助金の各費目の対象となる経費】

2-2 「研究成果公開発表（B）」に係る補助金の各費目とその対象となる経費（例示を含む）は、以下のとおりとする。

会場借料	事業を開催する会場の借料（開催当日会場で使用するマイク、スクリーン等の機器借料のための経費を含む）
消耗品費	事業開催に必要な消耗品を購入するための経費

人件費・謝金	事業開催への協力をする者のための経費（打合せ等のための旅費を含む）
その他	上記のほか当該事業の遂行に係る経費 （例：事務委託費、会議費【食事（懇親会等の目的は不可）・飲料水（アルコール類を除く）費用等】、通信費（切手、電話等）、運搬費、資料作成に係る費用）

2-3 「研究成果公开发表（C）【準備経費】」に係る補助金の各費目とその対象となる経費（例示を含む）は、以下のとおりとする。

会場借料	事業を準備するために必要な会場の借料
消耗品費	事業開催に際し事前に必要となる消耗品を購入するための経費
人件費・謝金	事業準備への協力をする者のための経費（打合せ等のための旅費を含む）
その他	上記のほか当該事業の遂行に係る経費 （例：事務委託費、会議費【食事（懇親会等の目的は不可）・飲料水（アルコール類を除く）費用等】、通信費（切手、電話等）、運搬費、資料作成に係る費用）

2-4 「研究成果公开发表（C）【準備及び開催経費】」に係る補助金の各費目とその対象となる経費（例示を含む）は、以下のとおりとする。

会場借料	事業を準備するために必要な会場の借料及び事業を開催する会場の借料（開催当日会場で使用するマイク、スクリーン等の機器借料のための経費を含む）
消耗品費	事業開催に必要な消耗品を購入するための経費
招へい旅費	特別講演等のため来日する研究者の招へい旅費（交通費、滞在費）
人件費・謝金	事業準備及び開催への協力をする者のための経費（招へい旅費以外の打合せ等のための旅費を含む）
その他	上記のほか当該事業の遂行に係る経費 （例：事務委託費、会議費【食事（懇親会等の目的は不可）・飲料水（アルコール類を除く）費用等】、通信費（切手、電話等）、運搬費、資料作成に係る費用）

【補助事業の実施期間】

2-5 「研究成果公开发表（B）」に係る補助事業において、「シンポジウム・学術講演会等」の開催は、「2-10」に規定する場合を除き、内定通知日以降令和3（2021）年3月31日までに実施しなければならない。

2-6 「研究成果公开发表（C）【準備経費】」に係る補助事業において、「国際シンポジウム・国際会議等」の準備は、「2-10」に規定する場合を除き、内定通知日以降令和3（2021）年3月31日までに実施しなければならない。

2-7 「研究成果公开发表（C）【準備及び開催経費】」に係る補助事業において、「国際シンポジウム・国際会議等」の開催は、「2-10」に規定する場合を除き、1年計画の事業課題については内定通知日から令和3（2021）年3月31日まで、また、前年度から継続する事業課題については令和2（2020）年4月1日から令和3（2021）年3月31日までに実施しなければならない。

【事業・契約等の開始】

2-8 新たに採択された事業課題については内定通知日以降、また、前年度から継続する事業課題については、4月1日から、それぞれ事業を開始し、必要な契約等を行うことができるが、必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は代表者が立て替えて補助金受領後に精算しなければならない。

【補助金の年度内使用】

2-9 補助金は、事業の期間が複数年度にわたるものであっても、「2-10」に規定する場合を除き、補助事業を行う年度を越えて使用することはできない。

【翌年度にわたる補助金の使用】

2-10 代表者は、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった要因による、相手国の事情、事業に際しての事前調査の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合に、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合には、令和3(2021)年3月1日までに、様式C-26「繰越(翌債)を必要とする理由書」により日本学術振興会に対し申請を行い、必要な手続を行わなければならない。

【使用の制限】

2-11 補助金は、次の経費として使用してはならない。

- ① 建物等の施設に関する経費
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 代表者の人件費・謝金(打合せ等のための旅費を除く)

【合算使用の制限】

2-12 補助金は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。

- ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合又は1個の物品等を購入する場合において、補助金と他の経費との使用区分を明らかにした上で補助金を使用する場合
- ② 補助金に他の経費(当該経費の使途に制限のある経費を除く。)を加えて、補助事業に使用する場合

【納品等及び支出の期限】

2-13 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等は補助事業の完了までに終了しなければならず、これに係る支出は、実績報告書の提出期限までに行わなければならない。なお、「研究成果公開発表(B)」及び「研究成果公開発表(C)【準備及び開催経費】」においては、シンポジウム等の開催日以降で、開催に係る事務処理等が完了した日、又は令和3(2021)年3月31日のいずれか早い日を補助事業の完了日とする。ただし、補助事業の完了日は交付決定日以降とする。

3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更にあたっての遵守事項等)

【変更できない事項】

3-1 「研究成果公開発表(B)」に係る補助事業において、「シンポジウム・学術講演会等の目的」欄の記載事項は、変更することができない。

3-2 「研究成果公開発表(C)【準備経費】」に係る補助事業において、「国際シンポジウム・国際会議等準備の目的」欄の記載事項は、変更することができない。

3-3 「研究成果公開発表(C)【準備及び開催経費】」に係る補助事業において、「国際シンポジウム・国際会議等の目的」欄の記載事項は、変更することができない。

【補助金の使用内訳の変更】

3-4 代表者は、補助金の使用内訳について、各費目の額を、交付する補助金の総額の50%(補助金の総額の50%の額が300万円以下の場合、300万円まで)を超えて変更しようとする場合には、様式C-54-5「使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

【補助事業の廃止】

3-5 代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式C-55-1「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を得た後、61日以内に、「4-1」に規定する手続により、実績報告を行わなければならない。

【代表者の応募資格の喪失】

3-6 代表者は、当該学術団体等が解散しようとする場合、補助事業を遂行することができなくなる場合又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-5」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。

【代表者の交替】

3-7 代表者は、代表者を交替しようとする場合又は申請団体の名称を変更しようとする場合には、様式C-58-3「代表者交替等届」により、日本学術振興会へ届け出なければならない。

【申請団体所在地等の変更】

3-8 代表者は、「申請団体所在地」、「郵便物等送付先」、「連絡・照会先」又は「経費管理責任者」を変更しようとする場合には、様式C-59-2「連絡先等登録票」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

【補助事業の内容の変更】

3-9 代表者は、「研究成果公开发表（B）」に係る補助事業において、「シンポジウム・学術講演会等名」、「実施主体」、「実施主体代表者職名」、「実施主体代表者氏名」、「開催予定日」、「会場名」、「シンポジウム・学術講演会等の概要」及び「シンポジウム・学術講演会等に関するホームページ」の各欄の記載事項を変更した場合には、様式C-54-6「事業内容等変更届」により、日本学術振興会へ届け出なければならない。

3-10 代表者は、「研究成果公开发表（C）【準備経費】又は【準備及び開催経費】」に係る補助事業において、「国際シンポジウム・国際会議等名」、「実施主体」、「実施主体代表者職名」、「実施主体代表者氏名」、「開催予定日」、「会場名」、「国際シンポジウム・国際会議等（準備を含む）の概要」、「国際シンポジウム・国際会議等のプログラム内容」及び「国際シンポジウム・国際会議等に関するホームページ」の各欄の記載事項を変更した場合には、様式C-54-6「事業内容等変更届」により、日本学術振興会へ届け出なければならない。

【軽微な変更】

3-11 「参加予定者数」は、補助事業の遂行について必要がある場合には変更することができる。

【利子及び為替差益の譲渡の受入】

3-12 代表者は、補助金に関して生じた利子及び為替差益を、原則、学術団体に譲渡しなければならない。

【収入の取扱】

3-13 代表者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを日本学術振興会に返還しなければならない。

4 実績の報告

【実績報告書の提出】

4-1 代表者は、補助事業の完了又は廃止の承認を得た後61日以内に、次に掲げる「実績報告書」及びその他関係資料により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。

ない。

「研究成果公开发表（B）」

- ・様式C-56-5「実績報告書」
- ・様式B-51-6「収支簿」の写し
- ・補助金専用口座の預貯金通帳の写し又は口座内容及び取引実績の記録を確認できるものの写し
- ・事業遂行に当たり作成したプログラム、予稿集、リーフレット等

「研究成果公开发表（C）【準備経費】」

- ・様式C-56-6「実績報告書」
- ・補助金専用口座の預貯金通帳の写し又は口座内容及び取引実績の記録を確認できるものの写し
- ・様式B-51-7「収支簿」の写し

「研究成果公开发表（C）【準備及び開催経費】」

- ・様式C-56-7「実績報告書」
- ・様式B-51-8「収支簿」の写し
- ・補助金専用口座の預貯金通帳の写し又は口座内容及び取引実績の記録を確認できるものの写し
- ・事業遂行に当たり作成したプログラム、予稿集、リーフレット等

【翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】

4-2 「2-10」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度にわたる補助金の使用を行う場合には、代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、次に掲げる「実績報告書（2）」及び「収支簿」の写しにより、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、補助事業の完了又は廃止の承認を得た後61日以内に、「4-1」に規定する手続により、実績報告を行わなければならない。

「研究成果公开发表（B）」

- ・様式C-60-2「実績報告書（2）」
- ・様式B-51-6「収支簿」の写し
- ・補助金専用口座の預貯金通帳の写し又は口座内容及び取引実績の記録を確認できるものの写し

「研究成果公开发表（C）【準備経費】」

- ・様式C-60-3「実績報告書（2）」
- ・様式B-51-7「収支簿」の写し
- ・補助金専用口座の預貯金通帳の写し又は口座内容及び取引実績の記録を確認できるものの写し

「研究成果公开发表（C）【準備及び開催経費】」

- ・様式C-60-4「実績報告書（2）」
- ・様式B-51-8「収支簿」の写し
- ・補助金専用口座の預貯金通帳の写し又は口座内容及び取引実績の記録を確認できるものの写し

5 その他

【補助事業の遂行状況の報告】

5-1 代表者は、文部科学省又は日本学術振興会から補助事業の遂行の状況等に関する報告を求められた場合には、その状況について報告しなければならない。

【研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い】

5-2 代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、様式C-41、様式F-19-1、様式F-19-2、様式Z-19、様式CK-19）又は「研究経過報告書」（様式C-21、様式C-42、様式F-21、様式Z-21、様式CK-21）を提出期限までに提出しない場合には、代表者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。

【法令等の所定の手続の実施】

5-3 補助事業の実施に当たり、法令、告示、通知等により、承認・届出・確認等が必要な場合は、所定の手続を行わなければならない。

【関係書類の整理・保管】

5-4 代表者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理するとともにこれらの帳簿及び書類を補助事業期間終了後5年間保管しなければならない。

【事業実施における表示義務】

5-5 代表者は、補助事業を遂行する場合には、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の交付を受けて行う事業であることを表示しなければならない（「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8桁の課題番号」を含めること）。